

第 5 6 号議案

志木市税条例の一部を改正する条例

志木市税条例（昭和 3 0 年志木市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項第 3 号中「及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第 4 号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 5 6 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 3 4 条の 7 第 1 項第 3 号の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る
改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の志木市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 3 号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 7 8 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

令和6年8月29日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、公益信託に係る信託事務に関連する一定の寄附金の寄附金控除の対象への追加等をしたいので、同法第3条第1項の規定により、この案を提出するものである。